

新旧対照表(地質・土質調査業務共通仕様書)

条	項	号	見出し	現行条文	条	項	号	見出し	新条文
108	1		主任技術者	主任技術者は、技術士（総合技術監理部門業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（地質調査業者登録規程に基づく技術管理者に限る）、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者であり、設計図書に定める場合はその業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	108	1		主任技術者	主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設－土質及び基礎、又は応用理学－地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（地質調査業者登録規程に基づく技術管理者に限る）、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者であり、設計図書に定める場合はその業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。